

福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街イベント事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が、集客の拡大や販売力の強化のために行う、地域の活性化や取り巻く環境の変化に対応した取組みを支援することにより、商店街等のにぎわい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号及び第4号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営基盤の強化を図るため本市の区域内で実施するもので、当該商店街等において実施する次の事業とする。

- (1) 集客力及び販売力の強化のための売出し、各種イベントの実施その他の共同で販売促進を行う事業
- (2) 地域の交流、賑わいの場を提供するための祭り、各種イベントその他の地域の交流及び賑わいの場を提供する事業
- (3) 商店街等を紹介する冊子、マップ、ホームページその他の広報媒体を作成する事業
- (4) 消費者、来街者等に対し聞き取り調査、アンケート調査等を行い、商店街等への効果的な集客方法を分析する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等（1の補助事業を

2以上の商店街等が連携して実施する場合にあっては、当該連携する商店街等を代表する商店街等（以下「代表商店街等」という。）に限る。）とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、第 4 条各号に掲げる事業ごとに、それぞれ同一の事業の実施に要する経費に係るものを受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金の年度ごとの最初の募集に対し補助金の交付を申請する際に、福岡市が福岡市社会課題解決型補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）に基づき交付する補助金（当該年度分に限る。）の交付を申請していないこと。
- (6) この要綱に基づく補助金の年度ごとの最初の募集に対し補助金の交付を申請する際に、福岡市がこの要綱及び福岡市商店街活力アップ支援事業補助金交付要綱（平成 29 年 7 月 1 日施行。以下「旧要綱」という。）（以下「新旧要綱」という。）に基づき交付する補助金について、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも適合すること。
 - ア 最後に受けた年度の最終日から 1 年を経過していること（新旧要綱に基づく補助金を受け、又は受けたことがある場合に限る。）。
 - イ 旧要綱に基づき交付する補助金（当該年度分に限る。）の交付を申請していないこと。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (9) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあっては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 30 万円（1 の補助事業を 2 以上の商店街等が連携して実施する場合にあっては、当該連携する商店街等のうち代表商店街等以外の商店街等（以下「連携商店街等」という。）の数に 10 万円を乗じて得た額を、30 万円に加えて得た額）のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 商店街等(次条の場合にあっては代表商店街等)は、補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市商店街イベント事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 商店街等の会員名簿及び役員名簿(様式第2号)
- (4) 商店街等の定款、規約等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(連携商店街等)

第10条 連携商店街等は、第6条第4号及び第5号及び第6号に適合する商店街等でなければならない。

2 代表商店街等がこの要綱に基づく補助金を受けたときは、当該代表商店街等に係る連携商店街等は、第6条第6号の適用については、この要綱に基づく補助金を受けたものとみなす。

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第11条 市長は、規則第5条第1項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会(福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱(平成31年4月決裁)第1条の福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。)の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街イベント事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、福岡市商店街イベント事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第9条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第 13 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号若しくは同項第 2 号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街イベント事業実施計画変更申請書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの
- (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の 20 パーセント以内であるとき。

3 市長は、第 1 項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めるときは、第 7 条又は第 12 条第 1 項の決定を変更することができる。

4 規則第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認をする場合に準用する。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、第 8 条に規定する期間満了日から 1 月以内に、福岡市商店街イベント事業実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 成果を証するもの
- (3) 事業収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象者に対し、当該補助事業の事業効果について、公開の場での報告を求めることができる。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 規則第 15 条中「様式第 6 号」とあるのは、「福岡市商店街イベント事業補助金確定通知書（様式第 7 号）」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の時期)

第 16 条 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街イベント事業補助金事前交付請求書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項ただし書の場合において、補助事業者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市商店街イベント事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様

式第9号)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第18条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに反するとき。
- (2) 第18条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 関係法令を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第21条 補助事業者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱第4条第1項第2号に規定するⅡ型の補助対象事業に係る補助金を受けている補助事業者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。なお、旧要綱第7条第1項第2号に規定する補助金の額については、連携実施型の2回目は50万円、3回目は30万円を上限額とする。

(この補助金の失効)

- 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱第4条第1項第2号に規定するⅡ型の補助対象事業に係る補助金を受けている補助事業者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。なお、旧要綱第7条第1項第2号に規定する補助金の額については、連携実施型の2回目は50万円、3回目は30万円を上限額とする。

(この補助金の失効)

- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	備 考
1 報償費	1 招聘した外部有識者に支払う謝礼金 2 賞品又は記念品費
2 旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の旅行に係る実費（宿泊料を含む。）
3 イベント費	イベント開催のために必要な経費 （会場設営費、装飾費 等）
4 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
5 事務費	印刷消耗品費 通信運搬費 アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） 振込手数料 翻訳料 通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等
6 委託料	事業の運営、事業効果の分析及び評価、調査、統計等専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費
7 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条及び同法第 40 条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）
8 借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
9 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
10 備品購入費	事務机、椅子等、取得した時の性質及び形状を変えことなく比較的長期（おおむね 2 年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね 5 万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
11 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 報償費は、補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員、公務員及び商工会等（商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び商工会連合会をいう。）の会員には支給しない。
- 賞品又は記念品費の総額の上限は、総事業費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 5 万円のいずれか少ない額とする。
- 備品購入費の総額の上限は、補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか少ない額とする。
- 補助対象経費の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街イベント事業補助金交付申請書

福岡市商店街イベント事業補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容 別紙1「事業計画書」のとおり
（2団体以上の商店街等が連携して事業に取り組む場合は、別紙1-2も提出）

2 事業に要する経費、対象経費及び交付申請額

事業に要する経費	円
対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	円

3 事業の経費配分 別紙2「事業収支計画書」及び
別紙3「経費配分書」のとおり

4 事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 当該事業の実施を決議した総会又は理事会（役員会）の議事録の写し
- (2) 直近の総会資料（前期の事業実績報告書・収支決算書等）
- (3) 商店街の定款、規約又はこれに類する商店街の組織、運営の方法等について定めるもの
- (4) 商店街の会員名簿及び役員名簿（様式第2号）

（注）仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、交付申請額の下に次の算式を明記すること。

$$\text{対象経費} - \text{仕入れに係る消費税等相当額} = \text{補助金額}$$

本件申請にあたり、「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

事業計画書

1 事業名	
2 事業内容	
(実施期間)	年 月 日から 年 月 日まで
(実施場所)	福岡市 区 丁目（施設等であれば名称を記載： ）
(対象者)	〇〇区民 ・ 地域住民 ・ その他（ ） 参加者数（見込） 人
(連携又は協力団体の有無)	有（団体名： ） 無
(取組内容)	【出来る限り具体的に記載してください。】
(実施スケジュール) ※欄が不足する場合は、適宜追加するか、別紙として添付してください。	
当該年度時期	進捗状況・事業内容等
4月から6月	
7月から9月	
10月から12月	
1月から3月	

6 事業の継続性	（次年度以降の事業実施に伴う自主財源の確保方法など）。		
7 自主財源確保の方法	本補助金以外の活動経費の確保の方法		
<input type="checkbox"/> 他の民間補助金等を活用 ※その補助金等が確保できなかった場合の対応方法 （ ）			
<input type="checkbox"/> 会費を徴収 <input type="checkbox"/> 企業・地元などから寄付金・協賛金等を募る <input type="checkbox"/> 事業収入（参加者から負担金を徴収するなど） <input type="checkbox"/> 借入金 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
8 事業実施に伴う委員会等の開催			
会議名 （委員会・部会名）	開催予定回数	検討項目	実施体制
注：実施体制欄には、委員会及び部会を構成（予定）する委員等の氏名・人数等を記入すること。			
9 公益性	（地域商業の活性化やコミュニティ振興が図られるものになっているか。）		
10 地域の理解・協力等	（地域への働きかけ、地域からの要望の状況を記入してください。）		

※「10 地域の理解・協力等」欄については、次の記載例を参考にしてください。

- | | |
|-------|--|
| 【記載例】 | <ul style="list-style-type: none"> ・△年△月△日に、□□町内会の総会で説明し、賛同を得た。 ・△年△月△日に、□□自治協議会に説明・承認の上、〇〇を各町内会長より×月頃全戸配布してもらう予定である。 ・△年△月△日に、□□町内会等関係団体に事業の説明予定である。 ・□□の理由により、地域の理解・協力は特に必要としない。 |
|-------|--|

11 申請団体の概要	(具体的に記入又はあてはまる項目に○をしてください。)			
(1) 設立時期	年	月	設立	
(2) 所在地	福岡市	区		
(3) 会員数	名	(うち役員	名)	
(4) 会費	円/月			
(5) 主な商店街活動の実績				
活動時期		活動内容・事業名等		
年	月～	年	月	
(6) 前年度までの補助金等の受給の有無 (有・無) ※直近の3事業を記入してください。				
補助制度名	区分	事業名	交付額	交付年度
※区分欄は、次の該当する記号を記入してください。 ア：国・県・その他関係機関の制度 イ：本市のその他の制度 ウ：民間の制度				
(7) 商店街の説明				
【記入例】 人口増加の著しい○○校区内に位置し、地下鉄△△駅を中心とした商店街。□□区□□町から××区××町を商圈とし、来街者は常連の中・高齢者層が中心。地元自治協議会と連携しており、校区の各種行事に参加。近隣に○○スーパーが開業したことが商店街の問題。現在、広報強化のため商店街マップ製作を検討中。 (注：商店街の位置関係、近隣公共交通機関駅・バス停名、商店街の課題や取り組まれている事柄等により商店街の状況を詳しく説明してください。)				
【添付書類】 ・商店街等の位置図、配置図 ・商店街の状況が分かる写真				

連携状況確認書

【連携する団体が商店街である場合のみ記入】

連携・協力団体

- (1) 連携商店街等の名
代表者肩書・氏名

- (2) 連携して実施することに対する考え・意見等
(連携実施することによる効果、メリットなど、自由に記入)

事業収支計画書

(収入)

区分	項目	予算金額 (円)	内訳・説明
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)		
	民間補助金等		※補助団体・制度名を記入のこと
	商店街通常会費からの繰入金		
	商店街特別会費		
	寄付金・協賛金等		
	事業収入		
	借入金		
	その他の収入		
	国・県・その他関係機関等 の補助金		※補助団体・制度名を記入のこと
合 計		※1	

(支出)

区分	項目	予算金額 (円)	内訳・説明
補 助 対 象 経 費	別紙3 「経費配分書」のとおり		
	小 計 (B)		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計		※2	

注：※1 = ※2 となること。

補助割合 (A/B×100)	%	補助割合は、小数点以下第2位を四捨五入して求めること。
----------------	---	-----------------------------

経費配分書

(単位：円)

対象経費区分		総事業費	補助対象経費	備考 (各費目の積算明細等)
費目	主な内容（※抜粋）			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
旅費	講師等旅費 職員旅費 等			
イベント費	イベント開催に必要な経費（会場設営費、装飾費等）			
広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
事務費	印刷消耗品費、通信運搬費 アルバイト賃金、振込手数料、翻訳料、通訳料 等			
委託料	事業の運営、事業効果の分析等専門的知見を有する者の委託に要する経費			
土地家屋借上料	一時使用目的の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）			
借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机、椅子等の備品の購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費			
補助対象外経費				
合 計				

※費目の詳細については、要綱の別表第1（第5条関係）参照のこと。

※1業者に支払う予定金額が10万円を超えるものについては見積書を添付すること。

（契約にあたっては、1社以上の見積書を徴し、経済比較を行うこと。）

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街イベント事業補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街イベント事業補助金については、交付することと決定したので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 補 助 事 業

2 補 助 内 示 金 額 円

3 補助金交付予定時期 実績報告書提出後（ 年 月以降予定）

4 補助金の積算の基準 福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第7条による

5 補 助 条 件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。
- (4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。
- (5) その他、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街イベント事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街イベント事業補助金については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街イベント事業実施計画変更申請書

年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- | | | |
|-------------|--------------------------------------|---|
| (1) 補助金の額 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| (2) 事業の内容 | 別紙1「変更事業計画書」のとおり | |
| (3) 事業の経費配分 | 別紙2「変更収支計画書」のとおり
別紙3「変更経費配分書」のとおり | |

変更事業計画書

1 事業名	
2 事業内容	
<p>(変更前) 【変更する項目を全て記載してください。】</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>	
<p>(変更後) 【変更内容を出来る限り具体的に記載してください。】</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>	

変 更 収 支 計 画 書

(収入)

(単位：円)

区分	項 目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明 (変更理由)
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等 の補助金				
合 計			※ 1		

(支出)

(単位：円)

区分	項 目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明 (変更理由)
補 助 対 象 経 費	別紙 3 「変更経費配分書」のとおり				
	小 計 (B)				
補 助 対 象 外 経 費					
	小 計				
合 計			※ 2		

注：※ 1 = ※ 2 となること。

補助割合 (A/B×100)	%	補助割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して求めること。
----------------	---	-------------------------------

変更経費配分書

(単位：円)

対象経費区分	総事業費		補助対象経費		説明 (変更理由)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
報償費					
旅費					
イベント費					
広告宣伝費					
事務費					
委託料					
土地家屋借上料					
借損料					
工事請負費					
備品購入費					
その他					
補助対象外経費			/	/	
合計					

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街イベント事業実績報告書

年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

記

1 補助事業の実績

別紙1「事業実施報告書」のとおり

(2団体以上の商店街等が連携して事業に取り組んだ場合は、別紙1-2も提出)

2 補助事業の経費の配分

別紙2「収支決算書」のとおり

別紙3「支出表」のとおり

※ 第14条第3項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が実績報告時点で明らかである場合はその額を記載し減額すること。

事業実施報告書

1 事業名					
2 事業内容					
(1) 目的					
(2) 実施主体、協力団体					
<ul style="list-style-type: none"> ・主催： ・共催： ・後援： ・協力： ・協賛： 					
(3) 内 容（事業実施に当たり作成したチラシ・印刷物、写真等を別途添付してください。）					
(実施期間) 年 月 日から 年 月 日まで					
(実施場所) 福岡市 区 丁目（施設等であれば名称を記載： ）					
(参加者数) 【イベント等参加者がある場合記載】 名					
(取組内容)					
(4) 委員会等の開催状況					
会議名 <small>（委員会・部会名）</small>	開 催 年月日	開催場所	委員会等の内容 <small>（具体的に）</small>	出席者数 <small>（委員 含）</small>	出席者氏名

（5）効果の検証結果（本補助金申請時に、事業計画書で選択した効果検証方法について、検証結果を具体的に記入して下さい。）

（6）反省点・今後の商店街活動にどのように今回の取り組みを活かしていくのか

【連携した団体が商店街である場合のみ記入】

連携・協力団体

(1) 連携商店街等の名
代表者肩書・氏名

(2) 連携して実施したことに対する考え・意見等
(連携実施したことによる効果、メリットなど、自由に記入)

事業収支決算書

(収入)

(単位：円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
全 体 収 入	市補助金期待額				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等の補助金				
合計			①		

(支出)

(単位：円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
補助 対象 経 費	別紙3 「支出表」のとおり				
	小計		②		
補助 対象 外 経 費					
	小計				
合計			③		

支 出 表

(単位：円)

対象経費区分		総事業費	補助対象 経 費	備考 (各費目の積算明細 等)
費目	主な内容（※抜粋）			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
旅費	講師等旅費 職員旅費 等			
イベント費	イベント開催に必要な経 費（会場設営費、装飾費 等）			
広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、 バナー）等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
事務費	印刷消耗品費、通信運搬費 アルバイト賃金、振込手数 料、翻訳料、通訳料 等			
委託料	事業の運営、事業効果の分 析等専門的知見を有する 者の委託に要する経費			
土地家屋 借上料	一時使用目的の土地及び 建物の借上料（敷金、権利 金その他の金銭を除く。）			
借損料	会場借上料、物品等の使用 料、知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設 置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机、椅子等の備品の 購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほ か、市長が特に必要と認め る経費			
補助対象外経費				
合 計				

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

確 認 書

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

下記の者より提出された福岡市商店街イベント事業の事業実績報告書並びに添付の収支決算書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

記

事業実績報告書等提出団体並びに代表者氏名

団 体 名 :

代表者肩書き :

代表者氏名 :

確 認 者

団 体 名 :

確認者肩書き : 監事若しくは監査

確認者氏名 :

なお、監事若しくは監査が複数存する場合は、その中から代表する1名で可。

但し、監事若しくは監査が商店街代表者と役職を兼務している場合は、その他の役職の者とする。

年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街イベント事業補助金確定通知書

年 月 日付、経産第 号にて交付決定した福岡市商店街イベント事業補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 補 助 事 業 名

2 補 助 確 定 金 額 円

3 補 助 条 件

福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街イベント事業補助金事前交付請求書

年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、事前交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第 15 条の規定に基づく確定額が、事前交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

1 事前交付請求額 金 円

2 事前交付請求の理由

3 請求額算定	交付決定 (予定) 額	円
	事前交付希望額	円
	差引残額	円

※収支計画 (資金計画) 書 (別紙 1) を必ず添付すること。

4 事前交付支払希望日 年 月 日頃

収支計画 (資金計画) 書

【日 付】 年 月 日作成

【団体名】

(単位：千円)

	事項名		収入・支出計画			
	事業種目	金額	1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期
			4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
収 入	事業補助金 (本市決定額)					
	国・又は福岡県補助金					
	自己財源					
	計					
支 出						
	計					

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

年度 福岡市商店街イベント事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

標記の件について、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	円
4 補助金返還額（3－2）	円

注：1 別紙として、積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税等仕入控除税額等の対象額でない。